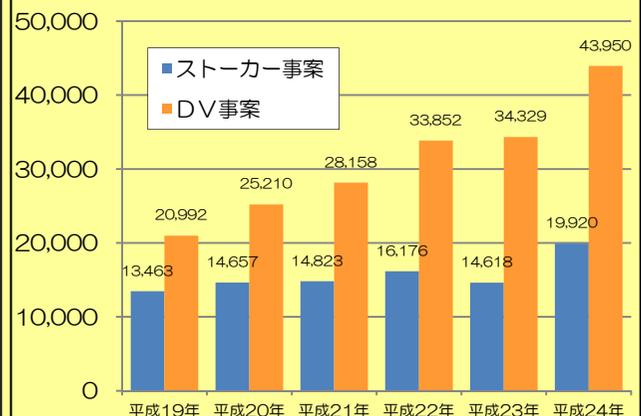


# ストーカー・配偶者からの暴力事案対策

## 現状

### ◆ ストーカー・DV事案の認知件数の推移



## 課題

- 被害者の安全確保の徹底とともに、危険性の高い加害者による犯行の確実な未然防止が必要



- 関係機関の連携による社会全体でのストーカー・DV対策が必要

## 今後の取組

### ◆ 改正ストーカー規制法及び改正DV法の適切な運用

- ・ **改正ストーカー規制法** H25.10.3施行（一部H25.7.23施行）

電子メールの連続送信行為の規制、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等の発出に係る被害者の関与、婦人相談所等による被害者等の支援

➡ 附則第5条により、ストーカー規制等の在り方についての更なる検討を行うこととされた。

- ・ **改正DV法** H26.1.3施行

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者（※）についても保護の適用対象

※ 婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。

### ◆ 関係機関等との連携

（家庭、学校、職場等）

- ・ 危険の兆候の早期把握

（法務省、内閣府）

- ・ 女性の人権の尊重や女性に対する暴力の予防と根絶のための意識啓発に係る支援

（婦人相談所、NPO法人）

- ・ 被害者の一時保護の支援

### ◆ 職員への研修

- ・ **被害者保護を第一とする意識付けの徹底**

- ・ 被害発生・拡大の予防を常に意識（被害者保護を最優先）
- ・ 速やかな刑事事件化による被害者からの加害者の隔離

- ・ **組織による的確な対応の徹底**

### ◆ 加害者対策

- ・ **ストーカー事案の加害者へのアプローチによる被害防止施策の検討**

- ・ 更なる加害行為を思いとどまらせ、被害の拡大防止を図る取組